

# Q 国際人権規約 A

監修・発行 国際人権活動日本委員会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館1F  
Tel 03-3943-2420 Fax 03-3943-2431  
E-mail hmrights@mx16.freecom.ne.jp

初版 2002年1月  
第2版 2004年1月  
第3版 2006年9月

それがある」「司法の独立を侵す」ことを理由にあげていましたが、第4回政府報告書では「濫訴のおそれ」は消えて、「司法権の独立を侵すおそれ」を理由としていました。その後、国際人権活動日本委員会が毎年行っている要請行動のおりには、「三審制が崩れる」「死刑の執行ができなくなる」などの理由もあげていますが、いずれも根拠のない「理由」といえます。

そもそも自由権規約委員会の審査と勧告には強制力はなく、国内の司法の手続きにのっとったものではありません。「見解」は最高裁にではなく、日本政府に対して送付されるものであり、政府の言う「最高裁の上に第4審を設けることになる」ということにはなりえないのです。最高裁判決と違う結果が自由権規約委員会から出されることを政府や最高裁が恐れているのだとしたら、それは全く逆の理論で、最高裁の判決を国際的な人権水準に近づける努力が必要なのです。

政府報告書の審査では各委員からきびしい批判や指摘が出されています。「国内手続きを尽くす」という要件や「制度の濫用が禁止される」という要件があり、濫訴の心配はないという指摘、締約国の司法制度に悪い影響を与えたことはないという指摘などです。通報は国内の救済手続きが尽くされた場合に利用可能な手段ですから、「司法の独立を侵す」という論理は成り立たず、批准した国でも「司法権の独立」が問題となった例はありません。

国際人権活動日本委員会は、批准促進の団体署名を提出し、批准しない理由や論理が破綻していることを指摘し、1日も早く批准するよう要請を行っています。

それに対し日本政府は、批准をめざしてこれまで外務省、法務省中心に行ってきた「研究会」を今年から全省庁を対象の「研究会」として行っていると答弁しています。

## Q7 批准したら何ができる？

選択議定書を日本が批准したら  
どのようなことができるようになりますか？

**A** 政府が選択議定書を批准すれば、自由権規約で保障された人権を侵害されたと考える個人が、国内での手続き（裁判など）を尽くしたうえで、直接自由権規約委員会に救済を求めて通報することができます。通報を受けた規約委員会は、調査、検討し、規約違反があると判断した場合には、その旨をその国（政府）に送付することになります。締結国からの通報は、1995年7月以降2000件あり、うち60%が処理され、問題の解決に有効な機能をはたしています。韓国は批准していますが、国家保安法に基づく身体の拘束が自由権規約に違反するとの個人通報が出されているとのことです。

日本の場合では、たとえば、民法で婚外子（非嫡出子）の相続分は嫡出子の2分の1という差別規定となっていますが、日本が選択議定書を批准し、このケースを個人通報するならば、救済される道が開かれるでしょう。同様に、最高裁から不当な判決を下された事件で、和解で解決した日立武蔵・田中秀幸さんやケンウッド・柳原和子さん、JRの1047人の採用差別事件なども救済の対象となります。また、刑が確定したえん罪事件なども救済の道が開かれます。こうした活動がわが国の遅れた人権状況を国際基準に照らして改善させていくうえで大きな役割を果たすこととなります。

## Q1 国際人権規約とは？ 国際人権規約とはどんな条約なのですか？

**A** 人権条約といわれるものは数多くありますが、最も基本的な条約はふたつです。ひとつは、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、もうひとつは「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」と呼ばれています。どちらも1948年に国連総会で決議された「世界人権宣言」を条約化したものです。自由権規約には第1選択議定書（人権救済条約）、第2選択議定書（死刑廃止条約）があります。ふたつの条約と第1選択議定書は、1966年12月の第21回国連総会で採択されました。

社会権規約は、労働者・労働組合の権利、雇用における年齢・性別による差別の禁止と機会均等の確保、医療・年金・失業などの社会保障給付、家族・母性・児童の保護、相当な生活水準・食糧・住宅の社会的保障、子ども・青年が無償で教育を受ける権利及び教職員の待遇、公共の福祉、科学の進歩及びその応用と創作者の権利などを保障しています。

自由権規約は、拷問や残酷な刑の禁止、強制的または義務的な（奴隷）労働の禁止、身体的自由、公の権力によって拘束された人の権利、居住・移転・出国の自由、公正な裁判を受ける権利、思想・良心・宗教・表現の自由、プライバシーや家族の保護、集会・結社の自由、法の下での平等と差別の禁止などを規定しています。どちらの条約も人間としての基本的自由と人権を守るための条項を定めています。

これらの条約の内容は、批准した国の国民の基本的権利となり、国民にはその実現を国に要求する権利が、政府にはこれらを保障する義務が付与されます。選択議定書はこの権利と義務の関係をさらに強化するものです。

自由権規約の第1選択議定書は、自由権規約によって保障されている権利が侵害されたと考える個人が、ある一定の条件のもとに、直接国連に通報することを可能にするもので、「人権救済条約」とも呼ばれています。

日本政府は、両条約が国連で採択されてから13年後の1979年に、消防職員の団結権の否認などいくつかの留保条件をつけながら批准しました。しかし、選択議定書については国連からの度重なる勧告にもかかわらずいまだに批准していません。

2006年現在、社会権規約は148カ国、自由権規約は151カ国、自由権規約の第1選択議定書は105カ国が批准しています。

## Q2 人権規約の実施状況の監督は？ 国際人権規約を実効あるものにするために、 どのような方法がとられていますか？

**A** 規約を批准した国（締結国）は、規約の効力が生じたとき（国会による批准の承認）から1年以内に、その後は5年ごとに、批准した人権条約の国内における実施状況を、それぞれ規約にもとづいて、報告書を作成し、提出しなければなりません。実施を監督する機関として国連経済社会理事会の下に委員会が設置されています。この委員会は国連人権規約委員会といって、個人の資格で活動する18カ国の18人の委員で構成されています。

委員会は審査を実効あるものにするために、労働組合などの非政府組織（NGO）からの政府報告書に対する反論や補足の報告書（カウンターレポートやパラレルレポートと呼ばれる）の提出と審査の傍聴を奨励しています。

報告書の審査の後、委員会としての最終見解（肯定面・懸念事項・提言及び勧告）としてまとめられ、締結国に伝達されます。この最終見解には法的な拘束力はありませんが、大変権威のあるものとして取り扱われています。加えて、国民が人権の確立・向上に向けて政府に要求していくことによってその効果はさらに拡大されます。

※以上は、国連人権委員会におけるシステムですが、国連総会で人権理事会への昇格が決定し、2006年3月27日に人権委員会は閉幕しました。今後の運営などは人権理事会で決まることとなります。

## Q3 政府報告書の審査は？ 日本政府の政府報告書の審査は、いつ行われるのですか？

**A** 社会権規約については、第1回政府報告書審査は1980年代に、規約の条項によっていくつかに分けて報告書が提出されて、審査が行われました。第2回政府報告書は8年4ヵ月遅れた1998年10月に提出、審査は2001年8月21日に行われ、8月31日に「最終見解」が出されました。この「最終見解」では、肯定的要素は9項目、主要な懸念事項として23項目、提言及び勧告として31項目の、きびしい内容が日本政府に提示されました。第3回政府報告書の提出期限は2006年6月30日となっています。

自由権規約については、第3回政府報告書が1992年12月に提出、1993年10月に審査が行われました。「最終見解」では、積極的な側面3項目、主要な懸念事項8項目、提言及び勧告4項目が出されました。国際人権活動日本委員会は、この政府報告書の審査から活動を開始しました。第4回政府報告書は1997年7月に提出、1998年10月に審査され、「最終見解」では、積極面3項目、主要な懸念事項及び勧告30項目が出されました。第5回政府報告書の提出期限は2002年10月で、すでに4年近く遅れています。いまだに提出されていません。国際人権活動日本委員会は何度も外務省・法務省交渉などを行って再三要請していますが、「努力中」「できるだけ早く」というのみです。

報告書の提出から審査までは通常約1年かかります。

## Q4 最近の最終見解は？ 最近の審査ではどんな「最終報告」が 日本政府に出されたのですか？

**A** すべてを報告することはできませんが、2001年8月に出された、社会権規約の第2回政府報告書に対する「最終見解」のなかから特徴的なことをふたつ紹介します。

ひとつは過労死が多発する労働時間について、「日本の公共部門、民間企業の双方で労働時間を短縮するために必要な立法上、行政上の措置をとることを勧告する」としています。また無年金・低年金者が100万人もいる日本の年金制度についても「国の年金制度に最低年金額を導入すること」を勧告しています。国際人権活動日本委員会が提出した問題が、「最終見解」の懸念事項23項目のうち男女平等など8項目、提言と勧告では31項目のうち阪神・淡路大震災支援など10項目が引用されました。全体の3分の1です。NGOからのレポートの提出なくしてこうした効果はあがりません。

## Q5 選択議定書とは？ 人権救済（選択議定書）とは何ですか？

**A** 選択議定書とは、自由権規約に付随する条約で、第1（人権救済条約）と第2（死刑廃止条約）のふたつがありますが、通常選択議定書という場合は、第1（人権救済条約）のことをさします。これは、個人が国連に直接、人権侵害の救済を求めて訴えることができる条約です。

その意味から「人権救済条約」とも呼ばれています。この条約は自由権規約に付随する条約ですが、自由権とは別に国が選択（オプション）して批准できる条約で、日本は批准していません。このほかに個人通報が可能な人権条約付随の選択議定書としては、女子差別撤廃条約の選択議定書（1999年10月に国連総会で採択）がありますが、日本はこの選択議定書も批准していません。

自由権規約の選択議定書は2006年6月段階で、105カ国が批准していますが、アメリカ、中国、日本などは未批准です。

## Q6 日本はなぜ批准しないのか？ 日本政府が選択議定書（人権救済条約）を 批准しないのはなぜですか？

**A** 政府は、1979年の第87国会では批准しない理由として、「まだ21カ国しか批准しておらず、個人出訴のシステムが十分に機能するかどうか疑問」と答弁しています。

2006年時点で105カ国が批准し、自由権規約委員会から「早く批准を」と何度も勧告されていますがいまだ批准していません。第3回報告書の審査のときは「濫（乱）訴のお